

“清流”荒川を守りましょう！

「荒川ゴミマップ」は、令和5年度に発見されたゴミの不法投棄を棒グラフで示したもので

荒川ゴミマップ



ゴミは持ち帰りましょう

河川敷には豊かな自然があり、散歩やジョキング、スポーツ、魚釣り、バーベキューなどのレクリエーションなど多くの人々から利用され、人々の憩いの場となっています。
しかし、川辺で食べた弁当・空き缶・空きビンなどのポイ捨てが目立ちます。
ゴミの不法投棄は、水質や景観など河川環境を悪化させるだけではなく、魚や鳥などの生態系にも悪影響を与えます。ゴミは持ち帰りみんなできれいな荒川を守りましょう。



荒川クリーン作戦

毎年、荒川沿い村上市、関川村の皆様が荒川をきれいにする目的でゴミ拾いを実施しています。(令和5年度で18回目)
令和5年度は、4月2日(日)関川村、4月29日(土)村上市で行われ、総勢約750の方が参加しました。多くのゴミが集まり、処分したゴミの量は、可燃ゴミ、不燃ゴミが2トン車3台分ありました。



関川村 ゴミ拾いの様子

村上市 ゴミ拾いの様子



関川村での結果



村上市での結果



地域一帯で目配りしましょう。

不法投棄を見かけた場合には、下記までご連絡下さい。

【連絡先】

国土交通省 羽越河川国道事務所

<https://www.hrr.mlit.go.jp/uetsu/index.htm>

河川へのゴミの投棄は犯罪です。

この図は荒川の国が管理する区間だけのゴミ投棄状況です。皆さんの自宅周辺の河川や空き地でも、このような状況があるかもしれません。
ゴミをみだりに投棄したり、法令で定める方法によらず焼却した場合は「5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金(法人は3億円以下)」に処せられます(廃棄物の処理および清掃に関する法律)。

